

2024 年 1 月 31 日

明治安田アセットマネジメント株式会社

「国内株式議決権行使指図ガイドライン」の改定について

明治安田アセットマネジメント株式会社（代表取締役社長 西尾 友宏、以下「当社」）では、「国内株式議決権行使指図ガイドライン」について、改定を行いました。改定後のガイドラインは、2024 年 4 月以降に開催の株主総会より適用を開始します。

当社は、企業との対話等を踏まえて、定期的・継続的にガイドラインの内容を精査し、必要に応じて改定を行っています。また、改定後のガイドラインについて、適用日よりも事前に開示することで、次の株主総会までの十分な準備期間の確保と、投資先企業との効果的な対話機会の増加を目指します。

今回の改定においては、以下のとおりとしています（詳細は[こちら](#)をご覧ください）。

- | |
|---|
| <p>① 取締役の選任において、原則、代表取締役の再任に反対する数値基準から「社外取締役が減員する場合」を削除</p> <p>② 取締役の選任（社外取締役基準）において、「独立性が保たれていない場合」に、「公表資料等から各定量基準等への該当性が不明な場合」を追加</p> |
|---|

なお、当社のお客さまの利益極大化に資することが議決権行使の目的であり、対象企業の状況等を踏まえ、ガイドラインと異なる判断が適切と考えられる場合は別途協議を行い、ガイドライン以外の内容での行使も可能とします。

今後も議決権行使指図にかかる高度化を進め、インベストメント・チェーンの一員を成す機関投資家としての機能を発揮し、資本市場の発展と持続可能な社会の形成に貢献してまいります。

以上